公害防止に関する協定の実施のための覚書(案)

下関市 下関バイオマスエナジー合同会社

公害防止に関する協定の実施のための覚書 (案)

下関市(以下「甲」という。)と下関バイオマスエナジー合同会社(以下「乙」という。)とは、平成 年 月 日、両者間で締結した公害防止に関する協定(以下「協定」という。)の実施について、次のとおり覚書を交換する。

(大気汚染防止対策に係る措置)

第1条 協定第2条に定める大気汚染防止対策について、乙が講ずる措置は、 別表第1に掲げるとおりとする。

(水質汚濁防止対策に係る措置)

第2条 協定第3条に定める水質汚濁防止対策について、乙が講ずる措置は、 別表第2に掲げるとおりとする。

(温排水抑制対策に係る措置)

第3条 協定第4条に定める温排水抑制対策について、乙が講ずる措置は、別 表第3に掲げるとおりとする。

(騒音防止対策に係る措置)

第4条 協定第5条に定める騒音防止対策について、乙が講ずる措置は、別表 第4に掲げるとおりとする。

(振動防止対策に係る措置)

第5条 協定第6条に定める振動防止対策について、乙が講ずる措置は、別表 第5に掲げるとおりとする。

(測定項目等)

- 第6条 協定第8条第1項に定める測定項目等は、別表第6に掲げるとおりとする。
- 2 協定第8条第1項の定めにより、乙が甲に提出する測定結果の報告は、測 定した月の翌月の末日までに行うものとする。

(事前協議の対象施設)

- 第7条 協定第9条に定める施設は、次に掲げるものをいうものとする。
 - (1) 協定第2条から第6条までに定める措置の対象となるばい煙等の発生 施設及びその処理施設並びにこれらの付属施設(甲が事前協議は不要と

判断した施設を除く。)

- 2 協定第9条に定める重大な変更とは、前項に定める施設の能力の変更をき たす行為を言うものとする。
- 3 協定第9条に定める措置の方法の変更のうち、甲乙協議の上定める変更に ついては、同条の定めは適用しないものとする。
- 4 環境関係法令等の規定に基づき甲の許認可又は甲に対する届出を要する場合には、協定第9条に定める甲の同意は要しないものとする。

(立入調査)

第8条 甲は、協定第10条第2項に定める立入調査の実施にあたっては、その調査者の氏名を乙の社員に明示するものとする。

(公表の手続き)

第9条 甲は、協定第11条第2項に定める公表にあたっては、あらかじめそ の旨を乙に通知するものとする。

(その他)

第10条 乙は、この覚書に定めのない事項についても、公害を未然に防止するため最大限の努力をするものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の 上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 下関市

下関市長 前田 晋太郎

印

乙 下関バイオマスエナジー合同会社 代表社員 九電みらいエナジー株式会社 職務執行者 寺﨑 正勝

(EII)

別表第1 (第1条関係)

大気汚染防止に係る措置

	ン () (3) (4) (4) (6			
項目		措置		
ばい煙		ばい煙の発生抑制のため、ボイラの適		
		切な燃焼管理に努めること		
	硫黄酸化物	排出量は、65 Nm³/h 以下とすること		
ばいじん		バグフィルタにより燃焼灰を捕集し、		
		ばいじんの排出量を低減すること。		
		排出濃度は 0.3 g/Nm³ (6% O ₂ dry)以		
		下とすること		
	窒素酸化物	排出濃度は 250 ppm (6% O ₂ dry)以下		
		とすること		

別表第2 (第2条関係)

水質汚濁防止に係る措置

項目	項目	措置	備考
	排水処理	排水処理装置 (中和方式)	
般		にて処理後、No.1 油水分離	
排		槽を経て放流	
水	水素イオン濃度(pH)	5.0~9.0	排水処
	化学的酸素要求量 (COD)	160 (120) mg/L 以下	理装置
	浮遊物質量(SS)	200 (150) mg/L 以下	出口で
	ノルマルヘキサン抽出物質含有	5 mg/L 以下	の値
	量(鉱油類含有量)		()は
	全窒素(T-N)	120 (60) mg/L 以下	日間平
	全りん(T-P)	16 (8) mg/L 以下	均値
生活	排水処理	浄化槽にて処理後 No. 2 油	
排水		水分離槽を経て放流	
雨水	排水処理 No. 2 油水分離槽を経 [*]		
		流	

別表第3(第3条関係)

温排水抑制対策に係る措置

- 1 発電に利用した蒸気の復水冷却方式は、冷却塔方式とする。
- 2 冷却水と復水の温度差を連続測定し、冷却塔の性能管理を適切に行う。

別表第4(第4条関係)

騒音防止対策に係る措置

1 騒音の大きさは敷地境界において以下のとおりとすること。

昼間 (6時~21時)	夜間 (21時~6時)
75 dB 以下	70 dB 以下

- 2 騒音を発生する機器については、低騒音型機器を採用するとともに、防音 ラギングやサイレンサーの取り付け、建屋収納、防音壁の設置などの防音対 策を行うこと。
- 3 騒音を発生する機器については、定期点検を実施して性能維持に努めることにより、整備不良による騒音の発生を回避すること。

別表第5 (第5条関係)

振動防止対策に係る措置

- 1 振動を発生する機器については、低振動型機器を採用するとともに、防振ゴムや防振パッドの取り付けなどの防振対策を行うこと。
- 2 振動を発生する機器については、定期点検を実施して性能維持に努めることにより、整備不良による振動の発生を回避すること。

別表第6 (第6条関係)

測定項目及び測定方法等

区	分	測定項目	測定方法	測定頻度	測定場所	備考
J	t	硫黄酸化物	自動連続測定器【環境庁告	連続	排気筒入	
Ş	र्रो	の量	示 76 号第 2 号】による方法		口	
関			JIS K-0103 に定める方法	2ヶ月に1		クロスチェック
存	系			回以上		のため規格に定
						める方法により
						測定を行うもの
						とする
		ばいじん濃	JIS Z-8808 に定める方法	2ヶ月に1		
		度		回以上		
		窒素酸化物	自動連続測定器【濃度は JIS	連続		
		濃度及び量	B-7982、量は環境庁告示 48			
			号第2号】による方法			
			JIS K-0104 に定める方法	2ヶ月に1		クロスチェック
				回以上		のため規格に定
						める方法により
						測定を行うもの
						とする
水	_	水素イオン		連続	排水処理	
質	般	濃度(pH)	排水基準を定める総理府令	6ヶ月に1	装置出口	
関	排	化学的酸素	の規定に基づく環境大臣が	回以上		
係	水	要求量(COD)	定める排水基準に係る検定			
		浮遊物質量	方法に定める方法(昭和 49			
		(SS)	年環境庁告示第64号)			
		ノルマルへ				
		キサン抽出				
		物質(鉱油類				
		含有量)				
		全窒素 (T-N)				
		全りん(T-P)				
騒音			山口県公害防止条例施行規	1年に1回	敷地境界	
			則(昭和 48 年山口県規則第	以上	で2地点	
			46号)別表第8第1項第4			
			号の備考5に定める方法			